

第二種市街地再開発事業の流れ

管理処分方式（用地買収方式）の概要。第一種の権利変換方式とは異なります。



※ 図は概略です。取得・協議等が並行する場合があります。第一種の「30日」をそのまま当てはめず、当該事業の公告・通知と法第四章を確認してください。

根拠：都市再開発法第四章（e-Gov）／参照：国土交通省「市街地再開発事業」